

資金繰り  
に朗報!!

国の助成金により  
費用負担軽減

# 公共工事等運転資金支援 融資制度のご案内

～「地域建設業経営強化融資制度」に基づく融資～

- 受注はあるけど資金繰りが厳しい!
- 担保になる不動産がない!
- 金融機関の借入枠に余裕がない!
- 経審のY評点をアップしたい!



こんなことでお困りなら、  
地域建設業経営強化融資制度の利用をご検討下さい。



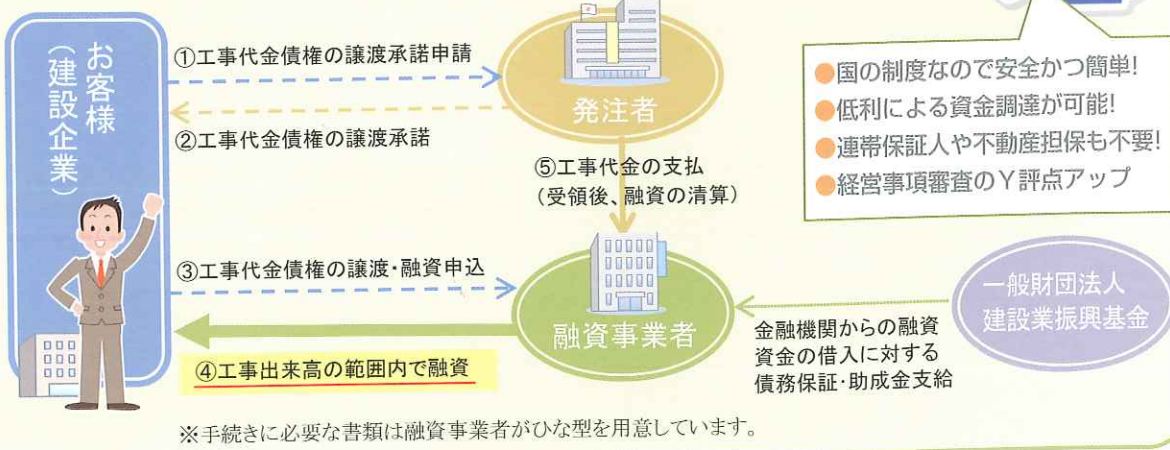


# 地域建設業経営強化融資制度とは?

国や地方公共団体等が発注する建設工事や公共性のある民間工事を受注した元請建設企業が、その工事の出来高に応じて、工期中にその出来高部分を低利により随時、資金化することができる制度です。国土交通省が中小・中堅建設企業の資金繰り対策として行う公的な融資制度です。



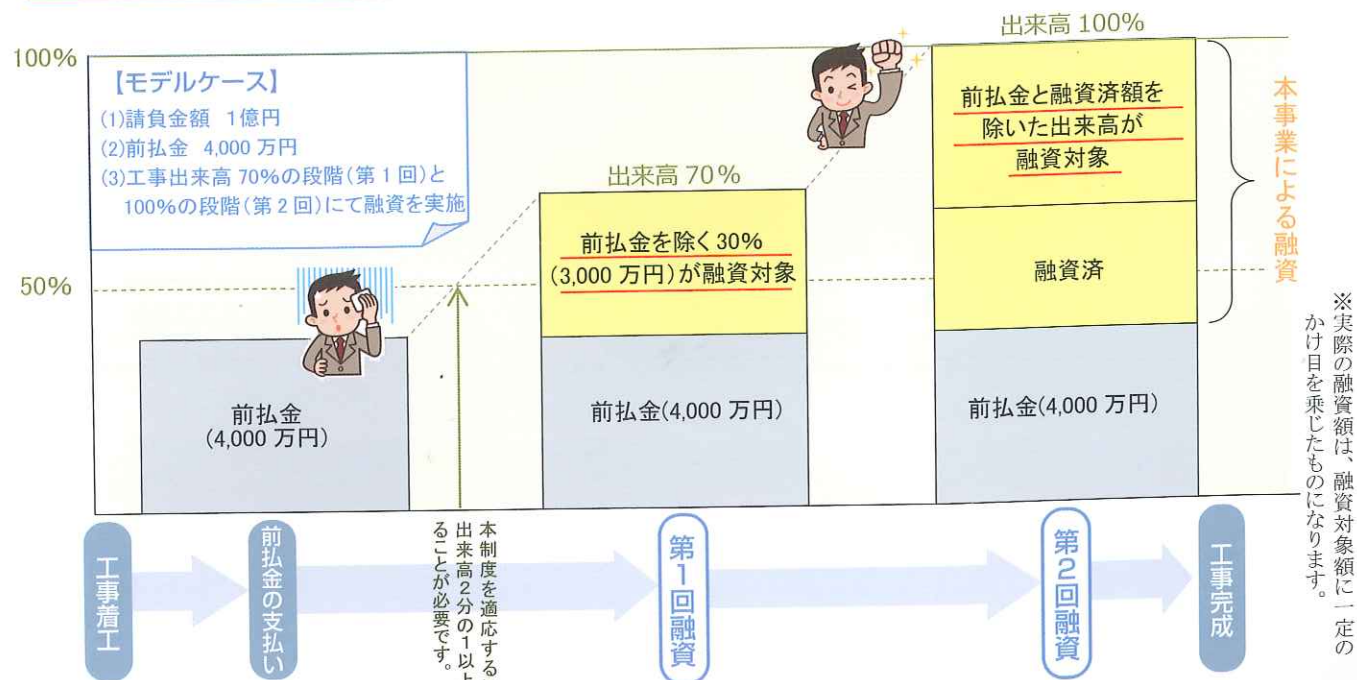
事業のスキーム



## 本融資制度における 4 つの特徴

### 1 工事出来高に応じて融資します

出来高の範囲内で資金調達ができますので、受注前における資金繰り計画の立案が容易になります。また、予想外の工期延長等により工事代金の支払いまでの資金繰りが必要になった場合にも対応可能です。返済は、工事請負代金債権の譲渡先である融資事業者が発注者から支払われる当該工事代金によって自動的に清算されます。結果、出来高部分払い感覚で利用いただけます。



### 2 金利・手数料の助成が受けられます

国から助成金が支給されるため、融資にかかるコストが大幅に軽減されます。

《利用できる国の助成金》

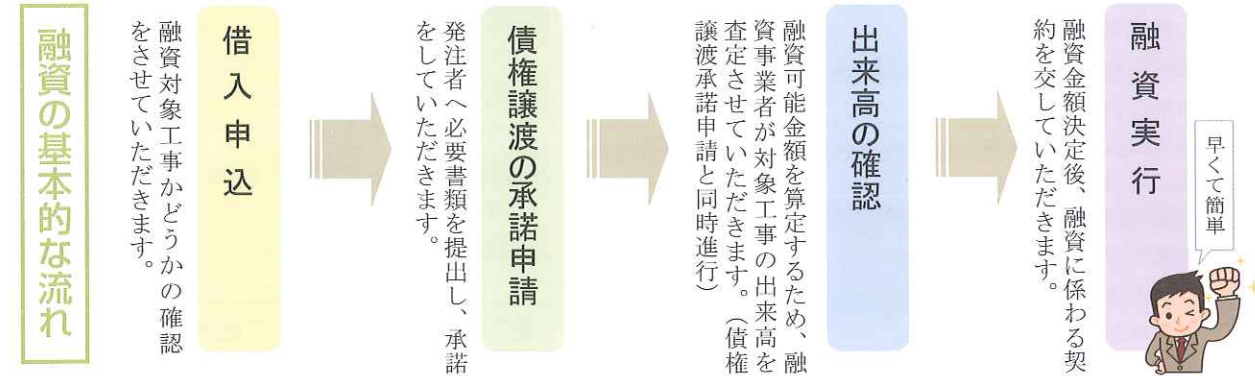


- ① 企業が負担する金利の助成 (上限 1.1%)
- ② 出来高査定費用を助成 (毎回上限 10 万円)
- ③ 事務経費等を助成 (毎回上限 2 万円)

(平成 26 年度適用)

### 3 簡易・迅速に融資が受けられます

(一財)建設業振興基金の債務保証によって、融資事業者が金融機関から借り入れる転貸融資であるため、金融機関の融資枠を利用しません。これにより、保証人・担保が不要なうえ、低金利かつ迅速 (工事出来高査定後概ね 1 週間以内) に融資が受けられます。



### 4 経審 Y 評点のアップ(改善)が図れます

本制度における借入金は、経営状況分析「負債回転期間」の負債合計額から控除することができます。

経営事項審査の経営状況分析 (Y 評点) における「負債回転期間」の負債合計金額からの控除は、Y 評点のアップに繋がります。





# 本融資制度の概要

|               |  |
|---------------|--|
| 対象者           | 資本金 20 億円以下または従業員 1500 人以下の建設企業  |
| 対象となる<br>建設工事 | <p>国・地方公共団体等の発注する工事で債権譲渡が認められているもの</p> <p>公共性のある一定の民間工事(電気・ガス、鉄道、病院、福祉施設、土地改良事業等)</p> <p>※国と全ての都道府県・政令指定都市、多くの市区町村が債権譲渡を認めています。</p> <p>※低入札価格調査等の対象となった工事や履行保証について役務の保証が求められている工事は対象外です。</p> |
| 制度の概要         | <p>対象となる工事を請け負った建設企業が、以下のいずれかの融資事業者に当該請負工事の債権を譲渡していただきます。対象となる工事の出来高が 50%を超えた時より融資事業者から低利な融資を受けることができます。</p>   |

## 融資のご相談はこちら

### 組合員を対象に融資事業を行っている組合

|                |              |
|----------------|--------------|
| 宮城県建設業協同組合     | 022-263-1266 |
| 秋田県建設事業協同組合連合会 | 018-823-5495 |
| ○ 福島県建設業協同組合   | 024-521-1227 |
| 茨城県建設業協同組合     | 029-221-5126 |
| 栃木県建設業協同組合連合会  | 028-639-2611 |
| 千葉県建設業協同組合連合会  | 043-247-3239 |
| ○ ジェイケー事業協同組合  | 03-5408-7741 |
| ○ 都中建協同組合      | 03-3356-7711 |
| ○ 石川県総合建設業協同組合 | 076-244-1554 |
| ○ 山梨県建設業協同組合   | 055-235-0608 |
| 長野県建設事業協同組合連合会 | 026-228-7200 |
| 南城建設協同組合       | 0577-75-2201 |
| 益田建設業協同組合      | 0576-52-1165 |
| 高山建設業協同組合      | 0577-32-2131 |
| ○ 飛騨大野建設業協同組合  | 0577-35-5577 |
| 美濃建設業協同組合      | 0575-33-0812 |
| 恵那市建設協同組合      | 0573-26-1144 |
| 恵北建設業協同組合      | 0573-72-3089 |
| 清水地区建設事業協同組合   | 0543-64-5636 |
| 浜松地区建設事業協同組合   | 053-454-9012 |
| 天竜地区建設事業協同組合   | 053-926-1562 |
| 滋賀県建設業協同組合     | 077-524-1748 |

|                  |              |
|------------------|--------------|
| 協同組合坂浅土木工業会      | 0749-62-3234 |
| 阪神建設業協同組合        | 0725-22-6300 |
| 奈良県中和建設業協同組合     | 0744-42-2524 |
| ○ 愛媛県建設業協同組合連合会  | 089-943-5324 |
| 高知県建設業協同組合       | 088-872-8962 |
| 中村地区建設協同組合       | 0880-34-3100 |
| ○ 福岡県建設業協同組合     | 092-641-5060 |
| 佐賀県建設工業協同組合      | 0952-23-0146 |
| ○ 長崎県建設工業協同組合    | 095-826-9141 |
| ○ 対馬建設業協同組合      | 0920-52-0374 |
| ○ 熊本県建設業協同組合     | 096-364-6726 |
| 大分県建設業協同組合連合会    | 097-536-4800 |
| 大分総合建設業協同組合      | 097-536-3231 |
| 宮崎県建設事業協同組合      | 0985-23-3691 |
| ○ 鹿児島県建設業協同組合連合会 | 099-256-4355 |
| 奄美大島建設業協同組合      | 0997-52-2721 |
| ○ 沖縄県建設事業協同組合    | 098-878-1810 |

### 全ての建設企業を対象に融資事業を行っている企業

|                      |              |
|----------------------|--------------|
| ○北保証サービス株式会社(北海道地区)  | 011-241-8654 |
| ○株式会社建設経営サービス(東日本地区) | 03-3545-8534 |
| ○株式会社建設総合サービス(西日本地区) | 06-6543-2848 |

※上表に「○」が付いている融資事業者は、公共性のある一定の民間工事も取り扱っています。

※本制度による工事出来高を担保とした融資事業の他、同制度の一つとして保証事業会社の前払金の支払いを受けている場合、金融保証を受けることにより未成工事部分の融資を受けることも可能です。本件の詳細につきましては、以下、金融支援部に直接お問い合わせください。

## 制度のお問い合わせ



105-0001 東京都港区虎ノ門4丁目2番12号 虎ノ門4丁目MTビル2号館

**TEL** 03-5473-4575

**URL** <http://www.kensetsu-kikin.or.jp/saimu/keieikyoka.html>



利用者みなさまへ

## 下請債権保全支援事業のご案内

### ■ 下請債権保全支援事業とは…

中小・中堅下請建設企業等の経営・雇用安定、連鎖倒産の防止を図るため、ファクタリング会社が、当該下請建設企業等が保有する工事請負代金等の債権の支払を保証する仕組みです。

下請建設企業等が保証を利用しやすくするよう、保証料負担に対し助成するとともにファクタリング会社のリスクを軽減する損失補償を実施し、下請建設企業等を支援します。

### ■ 事業の概要

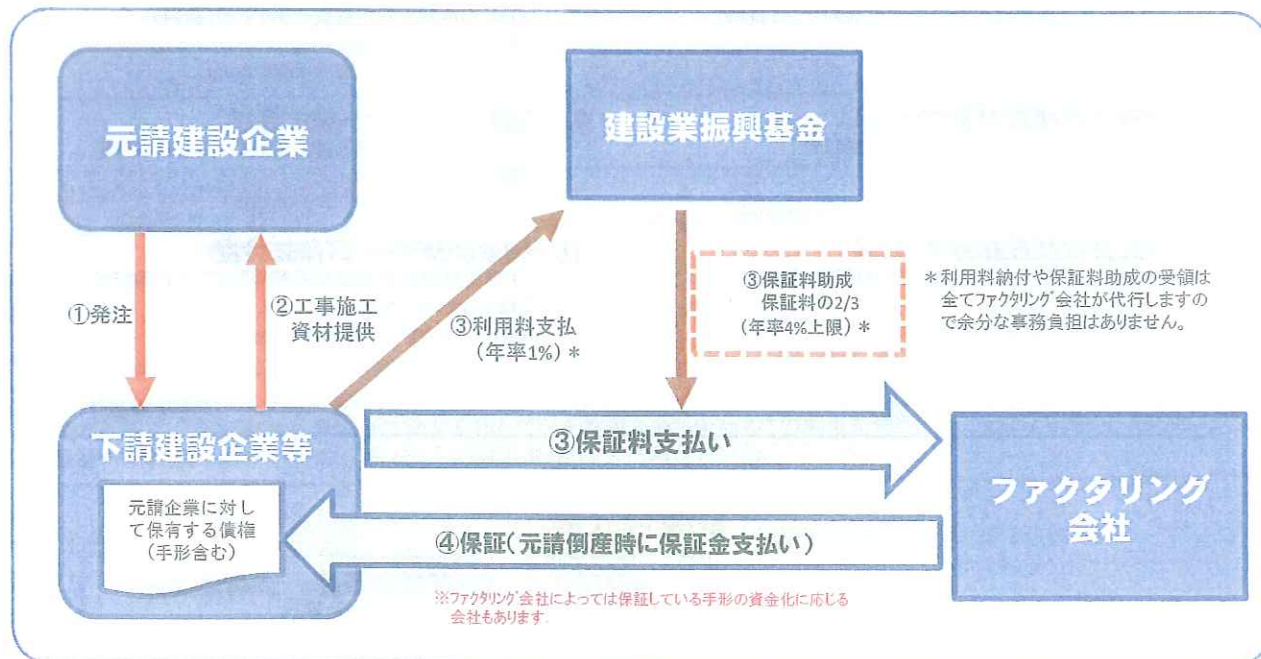
下請建設企業や資材企業が元請建設企業に対して有する工事請負代金や資材代金の債権(手形含む)の支払をファクタリング会社が保証し下請債権等を保全します。また下請工事契約を締結した時から保証を受けることも可能です。

万が一、元請建設企業の倒産等により当該債権を受け取ることができなかつた場合、ファクタリング会社が保証金を支払います。

### ■ 事業の特徴

- ① ご負担いただく保証料に対して国から助成が受けられます  
※助成は保証料率の2/3(年率4%が上限)。別途、受益者負担として年率1%の利用料が必要
- ② 元請企業に保証を掛けていることを知られることはありません  
※但し保証履行に至った場合はこの限りではありません
- ③ 一次下請企業の方だけでなく、二次下請企業の方も直接請負関係にある発注企業の保証を申し込むことができます
- ④ 公共工事だけではなく民間工事も対象となります

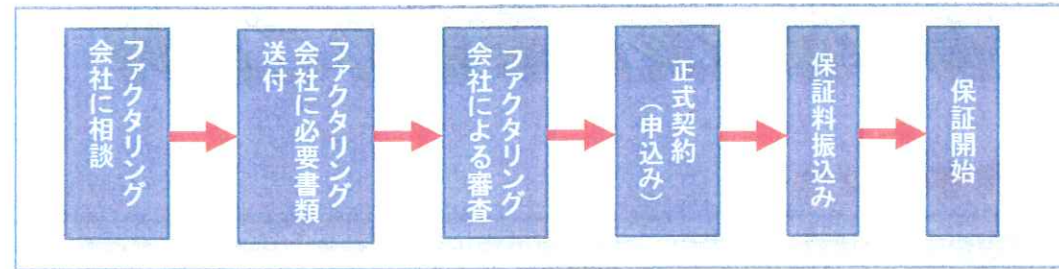
### ■ 仕組み図





## ■事務の流れ

※一般的なものですので、ファクタリング会社により異なるケースもあります



## ■ご利用に当たって

- ・取扱いは下記ファクタリング会社が実施いたします。
  - ・対象となる債権(手形)には一定の要件があります。詳しくは、建設業振興基金または各ファクタリング会社までお問合せください。
  - ・その他詳細な条件等については、各ファクタリング会社にお問合せください。
  - ・本事業は平成27年3月31日までとなります。
- ※一部のファクタリング会社については、手形の資金化にも対応しています。詳細は各ファクタリング会社にお問合せください。

## ■ファクタリング会社一覧

※住所・電話番号は本事業の連絡先を表示

### 1. SMBCファイナンスサービス株式会社

住所 東京都港区三田3丁目5番27号  
電話 03-5444-1522  
URL <http://www.smbc-fs.co.jp/>

### 2. オリックス株式会社

住所 大阪府大阪市西区西本町1丁目4番1号  
電話 06-6578-1650  
URL <http://www.orix.co.jp/grp/cnt/eigy.htm>

### 3. 北保証サービス株式会社

住所 北海道札幌市中央区北4条西3丁目1番地  
電話 011-241-8654  
URL <http://khs-net.jp>

### 4. 株式会社建設経営サービス

住所 東京都中央区築地5丁目5番12号  
電話 03-3545-8562  
URL <http://www.kks-21.com/>

### 5. 株式会社建設総合サービス

住所 大阪府大阪市西区立売堀2丁目1番2号  
電話 06-6543-2843  
URL <http://www.wingbeat.net>

### 6. 昭和リース株式会社

住所 東京都文京区後楽1丁目4番14号  
電話 03-4284-1250  
URL <http://www.s-l.co.jp/finance/>

### 7. 東京センチュリーリース株式会社

住所 東京都千代田区神田練堀町3  
電話 03-5209-6495  
URL <http://www.ctl.co.jp>

### 8. みずほファクター株式会社

住所 東京都千代田区丸の内1丁目6番2号  
電話 03-3286-2260  
URL <http://www.mizuho-factor.co.jp>

### 9. 三菱UFJファクター株式会社

住所 東京都千代田区神田淡路町2丁目101番地  
電話 03-3251-8092  
URL <http://www.muf.bk.mufj.jp>

### 10. リソナ決済サービス株式会社

住所 東京都中央区日本橋茅場町1丁目10番5号  
電話 03-5640-8695  
URL <http://www.resona-ks.co.jp/index.html>

[五十音順]

## お問合せ先

### 一般財団法人 建設業振興基金 金融支援部

住所 東京都港区虎ノ門4丁目2番12号  
電話 03-5473-4575  
URL [http://www.kensetsu-kikin.or.jp/saimu/josei\\_hozen.html](http://www.kensetsu-kikin.or.jp/saimu/josei_hozen.html)

## ■利用者の声

### 【ケース1】まさか倒産するとは思わなかったので本当に助かった

A社 保証額累計:約2億円 完工高:10億円以上50億円未満(2011年7月現在)

地元の建設新聞で本事業を知った。取引信用保険(※保険会社等が販売する売掛債権の貸倒リスクをカバーする保険)は利用したことがあったが、それ以外に保証制度がないか検討中だったので、どの程度保証してもらえるか保証依頼してみた。今回保証依頼した取引先(倒産した取引先)は、60年以上前から取引していた老舗電気工事業者であり電気工事材料を中心に販売していた。ある一定の金額を上限に取引していた。焦げ付くとはほとんど想像はしていなかったが、取引額が多かったので保証は「もしものため」くらいにしか考えていなかった。その取引先からの受注量はなぜか増えただけで少し不安に思ったが、売上には貢献するのでいいことであるとも考えていた。それがまさか倒産するとは思わなかった。手形で相当の金額が保証してもらえたので本当に助かった。この制度に非常に感謝している。危ないところがある程度の保証料負担で助けてもらったので、周りの業者にも勧めるつもりだ。

### 【ケース2】まさかの倒産。大変助かった

B社 保証額累計:約500万円 完工高:1億円以上5億円未満(2011年7月現在)

この制度を同業他社から話は聞いていたが「保証ファクタリング」という商品自体がよく分からなかった。その後、取引している元請建設企業が倒産し焦付きが発生した。そこで初めてファクタリング会社に問合せを行い、他の元請建設企業において試しに利用してみよう保証ファクタリング(手形保証)の依頼を試してみた。試しに利用したはずが、まさかの倒産。初めて取引したファクタリング会社であったので、その後の手続きが少々不安であったが、不渡手形について保証金を受け取ることができ大変助かった。引き続き利用したいと考えている。

### 【ケース3】手続きは簡単で元請建設企業倒産による被害を回避できた

C社 保証額累計:約300万円 完工高:1億円以上5億円未満(2011年7月現在)

国土交通省のホームページを見てこの制度を知り、地元のファクタリング会社に問合せを行った。地元地域において元請建設企業の倒産が頻発していたことから、ある元請建設企業の業況にも不安を抱き、保証ファクタリング(手形保証)を利用した。その後、保証を引き受けてくれた元請建設企業が倒産。ファクタリング会社から手形不渡の連絡が入り、保証金請求書のみ提出してほしいとのことであった。手続きは簡単で、保証ファクタリングを利用したことで当社としては元請建設企業倒産による被害を回避でき非常に感謝している。利用に際して、当初はこの利益率が低い時代に保証料は高いとの印象を受けていた。しかし実際に保証ファクタリングの恩恵を受けることができた現状を振り返って、もし利用しておらず代金全額を回収できなかったことを考えると、保証料は安い安心料であると考えべきだとつくづく感じた。今後も保証ファクタリングを利用しての営業、取引を考えていきたい。

### 【ケース4】リスクヘッジの手段として有効な制度と思い利用した

D社 保証額累計:約1億円 完工高:10億円以上50億円未満(2011年7月現在)

ファクタリング会社より「下請資金繰り事業(※本事業の前身となる主に手形の買取事業)についてのDMが届き、制度のことを知り関心を持った。その後、DM送付してきたファクタリング会社に内容を確認した。取引先の倒産により貸倒が発生した場合、業績への影響が多岐に及ぶリスクヘッジの手段として有効な制度と思い利用することにした。手形債権額の多いものから3銘柄選定し利用した。その内の1社が破産となり保証履行を受けた。債権額の小さい手形は取立にしていたため金額はカバーできなかったものの50%程度をカバーすることができ大変感謝している(保証を行う際は金額やるべきと反省)。この制度は業界向けに国が支援している事業であり自社もこの制度を利用することにより大いに助かったことから同業者へ本制度の紹介を行った。今後も引き続き利用したいと考えている。



**【ケース5】新規取引先や経営状況の良くない元請であっても安心して取引**

E社 保証額累計:20億円以上 完工高:50億円以上(2011年7月現在)

元請としてではなく下請として工事を受注することが多く、かつ取引先(元請)の数が多いため、かねて元請の与信リスク管理は、民間調査会社や地元の噂等を自社で総合的に判断して行ってきたが、地元元請(地方ゼネコン)とリワーク新規取引先については、リスクを感じる事が多く、取引に慎重にならざるを得なかった。

そんな折、業界新聞で下請債権保全支援事業の事を知った。また同時期にあるファクタリング会社から同事業についての電話がかかってきて興味を抱いたため、そのファクタリング会社の営業担当者に直接会って説明を受けた。利用してみたところ思っていた以上にメリットを感じる事ができ、以後リピーターとして何度も利用している。

①元請が倒産しても保証金が出るので新規取引先や経営状況の良くない元請であっても安心して取引・受注できる。

②国から保証料割引助成金が出るので保証料負担が軽減される。下請としてどうしても利ザヤが薄い取引を強いられるケースが多く、また金額が小さい工事も受注しているため本当にありがたい。

③同事業の利用を通じ、自社各支店社員の与信リスク管理や利益管理に対する意識・能力が向上した。

今後とも積極的に利用していきたいと考えており、国土交通省や建設業振興基金、ファクタリング会社に対しては、同事業の延長、定着を切に望むとともに、下請建設企業のためにもっと同事業をPRして普及してもらいたいと思っている。

**【ケース6】債権回収の心配をしなくて営業し施工できる**

F社 保証額累計:5億円以上 完工高:50億円以上(2011年7月現在)

新規となる元請との取引、または久しぶりの取引等については、信用調査の側面資料でしか元請企業の状況が分からない。

そのため、財務状況に不安がある元請企業等については、下請債権保全支援事業を活用することにより、債権回収の心配をしなくて積極的に営業(支払条件の交渉等)ができる上に安心して施工することができた。

また、ファクタリング会社に保有債権に係る保証の審査を打診し、保証の可否を得、保証を付すかどうかを社内で検討することにより、営業や事務担当者の債権保全への関心が高まり意識が向上している。

最後に収支管理の面で利益を確定することができるため、貸倒引当金等の計上において迷わず決算処理ができることにもメリットを感じる。

**【ケース7】本制度のおかげで損失を最小限に止めることができた**

G社 保証額累計:約40百万円 完工高:50億円以上(2011年7月現在)

当社は取引先が数千社に及び、取引先の債権管理が重要な経営課題でした。債権管理については、主に保証ファクタリングを利用しリスクの軽減に努めていました。しかしながら、業績が芳しくない先は、保証ファクタリングの利用も難しく取引をあきらめざるを得ないケースも多々ありました。

このような状況の中で、業界紙にて下請債権保全支援事業の事を知り、早速利用している保証ファクタリング会社に問合せ、詳細を確認したところ通常の保証ファクタリングより利用しやすいとの説明を受け利用を検討しました。従来なら辞退するところ、本制度を利用したことにより受注した工事が40百万円以上あり業績面にも好影響が出ました。

また予測していない取引先の倒産時に、本制度のおかげで損失を最小限に止めることができた事案も発生し大いに感謝しております。

今後も売上増強とリスク軽減に本制度を上手く利用し会社の業績向上に役立てたいと思っております。

**【ケース8】返済する必要のない連鎖倒産防止の制度に出会えた**

H社 保証額累計:約14百万円 完工高:5億円以上10億円未満(2011年7月現在)

当社は、元請の倒産リスクに備えて、中小企業倒産防止共済法に基づく経営セーフティ共済(中小企業倒産防止共済)に加入している。この制度は毎月の掛け金を支払い取引先(元請)の倒産等により売掛債権が回収困難となった場合、貸付を受けられるというものであるが、あくまで「貸付」であるため返済する必要があることから、返済の必要のない他の制度を探していたところ、業界新聞で下請債権保全支援事業の事を知った。早速、ファクタリング会社からの説明を受け、すでに2回ほど利用してみたが、以下のメリットを感じる事ができた。

①元請が倒産しても保証金を受けられるので安心して取引ができること。

②サイレント保証(元請に知られずに保証してもらえる)なので、その点でも安心できること。

③ファクタリング会社の手続きが早かったこと(申込みから保証までに数日間程度と想像より早かった)。

聞くとところによると、10社のファクタリング会社が競争しているため、保証料率の金利も低下しつつあるという。下請建設企業にとって使い勝手のよい制度になることを望むとともに、同事業が建設業界に定着することを望む。



金利が戻ってきます!!

平成 26 年度末まで延長されました!

# 建設企業の重機購入を支援します

## (建設業災害対応金融支援事業)

国土交通省では、建設企業が所定の建設機械の購入にあたり、金融機関から購入資金の融資を受ける際の金利の一部、または割賦で購入する際の金利手数料の一部を助成します。

(一財)建設業振興基金(以下、「振興基金」といいます。)で助成申請を受付しております。手続きの流れや申請書類等は、振興基金の下記ウェブサイトにてご紹介しておりますのでご覧ください。

(一財)建設業振興基金  
建設業災害対応金融支援事業ウェブサイト

<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/saimu/kenki.html>

### 対象者

県、市町村などと災害協定を締結している地域の中小・中堅建設企業や、災害協定を締結している建設業団体に加盟している中小・中堅建設企業(これらの協力会社を含む。)が対象となります。

#### 【中小・中堅建設企業の定義】

資本の額若しくは出資の総額が20億円以下、又は常時使用する従業員の数が1,500人以下の建設企業。

#### 【協力会社の定義】

建設企業の協力会社(下請等)のうち、災害協定に記載されている業務を実施する企業。

### 対象機種

3機種から41機種に拡充されました!

建設機械抵当法施行令別表に規定する建設機械のうち、ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベルを含めた次ページの41機種となります。

ショベル系掘削機(バックホウ)



ブルドーザー



トラクターショベル(ホイールローダー)



#### 助成対象となる購入日

- ・ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベルの3機種：平成25年1月11日～平成27年2月28日の間
- ・その他の38機種：平成26年2月6日～平成27年2月28日の間

※メーカー毎の対象機種リストを、上記ウェブサイトにて順次公表しています。

### 助成内容

初年度1年分の金利の2/3(ただし、上限は年利4%分まで)を補助します。

※1台あたりの金利助成上限額及び1企業あたり上限台数はありません(平成25年8月1日改正)。



## 助成対象機種一覧表 (41機種)

助成の対象となるのは、建設機械抵当法施行令別表に規定する建設機械 (全 60 機種) のうち、次の 41 機種となります。

| 種類          | 名称             | 範囲  | 種類                 | 名称   | 範囲   |                      |
|-------------|----------------|---|--------------------|--|--|----------------------|
| 掘削機械        | ① ショベル系掘削機     | ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシエル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有するもの | 整地・締め固め機械          | ① モーターグレーダー                                      | 自重が5トン以上のもの  |                      |
|             | ② 連続式バケット掘削機   | 走行装置及び22キロワット以上の掘削用原動機を有するもの                          |                    | ② スタビライザー  |  |                      |
| 基礎工事用機械     | ③ くい打ち機及びくい抜き機 | やぐら及び原動機を有し、ハンマー、起振機又はくい抜き装置の重量が0.5トン以上のもの            |                    | ③ アグリゲートスプレッダー                                   |  |                      |
|             | ④ グラウトポンプ      | 原動機及びグラウトポンプ用ミキサーを有するもの                               |                    | ④ ロードローラー  | 自重が8トン以上のもの  |                      |
|             | ⑤ ベーパードレーンマシン  |   |                    | ⑤ タイヤローラー  |  |                      |
|             | ⑥ 大口径掘削機       | スクリュウ式でないもの   | ⑥ 振動ローラー           | 自走式のものにあつては自重が8トン以上のもの、被牽けん引式のものにあつては自重が2トン以上のもの |  |                      |
|             | ⑦ アースオーガー      |   | コンクリート機械           | ⑦ セメント空気輸送機                                      | フラクソー式輸送機又はキニオンポンプ   |                      |
|             | ⑧ 地下連続壁施工用機械   |   |                    | ⑧ コンクリートプラント                                     | 骨材貯蔵びん、計量装置及びミキサーを有するもの  |                      |
|             | トラクター類         | ⑨ トラクター   |                    | 自重が3トン以上のもの                                      | ⑨ コンクリートミキサー   | 混練容量が0.35立方メートル以上のもの |
|             |                | ⑩ ブルドーザー  |                    |  | ⑩ コンクリートポンプ  | 排送能力が毎時5立方メートル以上のもの  |
| ⑪ トラクターショベル |                | バケット容量が0.4立方メートル以上のもの                                 |                    | ⑪ コンクリートブレイサー                                    | 打設能力が毎時10立方メートル以上のもの   |                      |
| 起重機械        | ⑫ ジブクレーン       |   | ⑫ アジテーターカー         | ゴムタイヤ式でないもの                                      |  |                      |
|             | ⑬ タワークレーン      | つり上げ能力が3トン以上のもの                                       | 舗装機械               | ⑬ アスファルトフィニッシャー                                  | 敷きならし装置、仕上げ装置、走行装置及び原動機を有するもの                                    |                      |
|             | ⑭ デリッククレーン     |   |                    | ⑭ アスファルトプラント                                     | コールドエレベーター、骨材乾燥機、ホットエレベーター、ふるい分け装置、骨材貯蔵びん、アスファルト溶解がま及びミキサーを有するもの |                      |
|             | ⑮ ケーブルクレーン     | 巻上げ装置、走行装置及び原動機を有し、つり上げ能力が2トン以上のもの                    |                    | ⑮ アスファルトクッカー                                     |  |                      |
|             | ⑯ ウインチ         | 22キロワット以上の原動機を有するもの                                   |                    | ⑯ コンクリートフィニッシャー                                  | 振動機及び原動機を有するもの   |                      |
|             | ⑰ エレベーター       |   |                    | ⑰ コンクリートスプレッダー                                   | 原動機を有するもの  |                      |
|             | ボーリング機械        | ⑱ ボーリングマシン  | 3キロワット以上の原動機を有するもの | ⑰ コンクリートペーパー                                     | 装軌式のもの   |                      |
| ⑲ ドリルジャンボ   |                | 鑿岩機を支持するアームが二本以上のもの                                   | その他                | ⑱ 空気圧縮機  | 14キロワット以上の原動機を有するもの  |                      |
| ⑳ クローラードリル  |                |   |                    | ⑲ サンドポンプ   | 29キロワット以上の原動機を有するもの  |                      |
|             |                |   |                    | ⑳ 発動発電機  | 発電機容量が15キロボルトアンペア以上のもの   |                      |
|             |                |   |                    |  |  |                      |

**ご注意** 助成対象となる建設機械の購入日は次のとおりです。

- ・ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベルの3機種：平成25年1月11日～平成27年2月28日の間
- ・その他の38機種：平成26年2月6日～平成27年2月28日の間

## 東日本大震災特例

東日本大震災により滅失等した機械の代替として購入する場合は、**対象機種、購入時期制限**が緩和されます。

詳しくは、以下の振興基金のウェブサイトをご覧ください。

<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/saimu/kenki.html>

震災以降、既に購入された機械も対象です!!

東日本大震災において建設機械を滅失した一部の皆様においては、特例がございます。

## 1. 特例の内容

### ① 支援対象となる機械

【通常】ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベルなどの41機種  
 【被災地特例】建設機械抵当法施行令別表に規定する建設機械全て (60機種)

### ② 機械の購入日

【通常】平成25年1月11日～平成27年2月28日  
 【被災地特例】平成23年3月14日～平成27年2月28日

## 2. 特例を受けるための条件

- ① 罹災証明を受けていること。
- ② 東日本大震災で滅失等した機械の代替として購入した機械であること。  
 (建設機械抵当法上の名称が同じ機械を購入することをご呈示頂ければと思います。)
- ③ 東日本大震災で機械等を滅失等したことが説明できること。  
 (滅失等した機械の写真等をご呈示頂ければと思います。)

※建設機械抵当法上の建設機械一覧

| 種類        | 名称           | 範囲  | 種類              | 名称   | 範囲   | 種類  | 名称   | 範囲                      |
|-----------|--------------|---|-----------------|--|--|---|--|-------------------------|
| 1 掘削機械    | ショベル系掘削機     | ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシエル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有するもの | 6 ボーリング機械       | ボーリングマシン   | 3キロワット以上の原動機を有するもの                           | 10 コンクリート機械   | セメント空気輸送機  | フラクソー式輸送機又はキニオンポンプ      |
|           | 連続式バケット掘削機   | 走行装置及び22キロワット以上の掘削用原動機を有するもの                          |                 | ドリルジャンボ  | 鑿岩機を支持するアームが二本以上のもの                          |   | コンクリートプラント   | 骨材貯蔵びん、計量装置及びミキサーを有するもの |
| 2 基礎工事用機械 | くい打ち機及びくい抜き機 | やぐら及び原動機を有し、ハンマー、起振機又はくい抜き装置の重量が0.5トン以上のもの            | クローラードリル        |  | コンクリートミキサー                                   |   | 混練容量が0.35立方メートル以上のもの   |                         |
|           | グラウトポンプ      | 原動機及びグラウトポンプ用ミキサーを有するもの                               | たて杭掘進機          |  | コンクリートポンプ                                    |   | 排送能力が毎時5立方メートル以上のもの  |                         |
|           | ベーパードレーンマシン  |   | トンネル掘進機         |  | コンクリートブレイサー                                  |   | 打設能力が毎時10立方メートル以上のもの   |                         |
|           | 大口径掘削機       | スクリュウ式でないもの   | シールド掘進機         |  | アジテーターカー                                     |   | ゴムタイヤ式でないもの  |                         |
|           | アースオーガー      |   | ずり積み機           |  | アスファルトフィニッシャー                                |   | 敷きならし装置、仕上げ装置、走行装置及び原動機を有するもの                                    |                         |
|           | 地下連続壁施工用機械   |   | モーターグレーダー       | 自重が5トン以上のもの                                      | アスファルトプラント                                   |   | コールドエレベーター、骨材乾燥機、ホットエレベーター、ふるい分け装置、骨材貯蔵びん、アスファルト溶解がま及びミキサーを有するもの |                         |
|           | 3 トラクター類     | トラクター   | 自重が3トン以上のもの     | スタビライザー  |  |   | アスファルトクッカー   | 振動機及び原動機を有するもの          |
|           |              | ブルドーザー  |                 | アグリゲートスプレッダー                                     |  |   | コンクリートフィニッシャー  | 振動機及び原動機を有するもの          |
| トラクターショベル |              | バケット容量が0.4立方メートル以上のもの                                 | ロードローラー         | 自重が8トン以上のもの                                      | コンクリートスプレッダー                                 | 原動機を有するもの   |  |                         |
| 4 運搬機械    | スクレーパー       | 積載容量が3立方メートル以上のもの                                     | タイヤローラー         |  | コンクリートペーパー                                   | 装軌式のもの  |  |                         |
|           | 機関車          | 積載重量が15トン以上のもの  | 振動ローラー          | 自走式のものにあつては自重が8トン以上のもの、被牽けん引式のものにあつては自重が2トン以上のもの | 11 舗装機械                                      | アスファルトフィニッシャー   | 敷きならし装置、仕上げ装置、走行装置及び原動機を有するもの                                    |                         |
|           | 運搬車          |   | フィーダー           | 3キロワット以上の原動機を有するもの                               |  | アスファルトクッカー  | 振動機及び原動機を有するもの   |                         |
|           | 5 起重機械       | ジブクレーン  | つり上げ能力が3トン以上のもの | 9 砕石・選別機械  | クラッシュャー                                      | ジョークラッシュャー、ジャイレクトリークラッシュャー、コングラッシュャー、ロールクラッシュャー、インパクトクラッシュャー、ロッドミル又はボールミルで、3キロワット以上の原動機を有するもの | コンクリートミキサー   | 混練容量が0.35立方メートル以上のもの    |
| タワークレーン   |              | つり上げ能力が3トン以上のもの                                       | 選別機             |  | ドラムウォッシュャー又はスクリーンウォッシュャーで、3キロワット以上の原動機を有するもの | コンクリートポンプ   | 排送能力が毎時5立方メートル以上のもの  |                         |
| デリッククレーン  |              |   |                 |  |  | ウォッシュャー   | ドラムウォッシュャー又はスクリーンウォッシュャーで、3キロワット以上の原動機を有するもの                     | コンクリートブレイサー             |
| ケーブルクレーン  |              | 巻上げ装置、走行装置及び原動機を有し、つり上げ能力が2トン以上のもの                    | 12 船舶           |  | 砕岩船  |   |  |                         |
| ウインチ      |              | 22キロワット以上の原動機を有するもの                                   |                 |  | 起重機船   |   |  |                         |
| エレベーター    |              | くい打ち船   | 独航機能を有しないもの     |  |  |   |  |                         |
|           |              | コンクリートミキサー船   | 独航機能を有しないもの     |  |  |   |  |                         |
|           |              | サンドドレーン船  |                 |  |  |   |  |                         |
|           |              | 土運船   | 鋼製で、独航機能を有しないもの |  |  |   |  |                         |
|           |              | 作業台船  |                 |  |  |   |  |                         |
|           |              | 13 その他  | 空気圧縮機           | 14キロワット以上の原動機を有するもの                              |  |   |  |                         |
|           |              |   | サンドポンプ          | 29キロワット以上の原動機を有するもの                              |  |   |  |                         |
|           |              |   | 発動発電機           | 発電機容量が15キロボルトアンペア以上のもの                           |  |   |  |                         |



# 本事業の利用例

## ケース1

- 購入方法：金融機関から借入金
- 調達金額：約750万円
- 1年目の金利総額：約13万円 (金利約2%)

助成金受取額：約9万円



## ケース2

- 購入方法：メーカーの販売会社から割賦販売
- 購入金額：約1700万円
- 1年目の金利総額：約62万円 (金利約4%)

助成金受取額：約41万円



## ケース3

- 購入方法：リース会社から割賦販売
- 購入金額：約5500万円
- 1年目の金利総額：約175万円 (金利約3%)

助成金受取額：約115万円



### 支援申請から支援決定までのスケジュール

- ▶ 1週間程度 (必要書類が同封されていない場合、審査にお時間がかかる場合がございます。また、申請について事前にご相談頂くことも可能です。)

### 金利助成請求から金利助成実施までのスケジュール

- ▶ 1週間程度で審査を実施。ただし、実際に助成金が振り込まれるのは審査後2週間程度を想定 (なお、利子助成申請は、最大で2回まで分けて実施することが可能です。)

### 割賦販売をご利用の方はご注意ください

- 当制度の助成対象は、割賦手数料に含まれる金利相当部分が対象となります (動産総合保険料は対象外)。
- そのため、金利相当部分の金額を確認できる書類 (具体的には、割賦販売契約書及びそれに付随する割賦計算書等) が必要となりますので、予めご了承ください。なお、金利相当部分確認用の割賦計算書については、申請建設企業からファイナンス会社に対しお求めください。



## 手続きの流れ

支援申請、金利助成請求に係る必要書類は、振興基金の下記ウェブサイトからダウンロードしてください。  
<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/saimu/kenki.html>

本事業の金利助成をご希望される方は、建設機械を購入後、振興基金に対し、必要書類を取り揃え支援申請（簡易書留にて送付）をしてください。

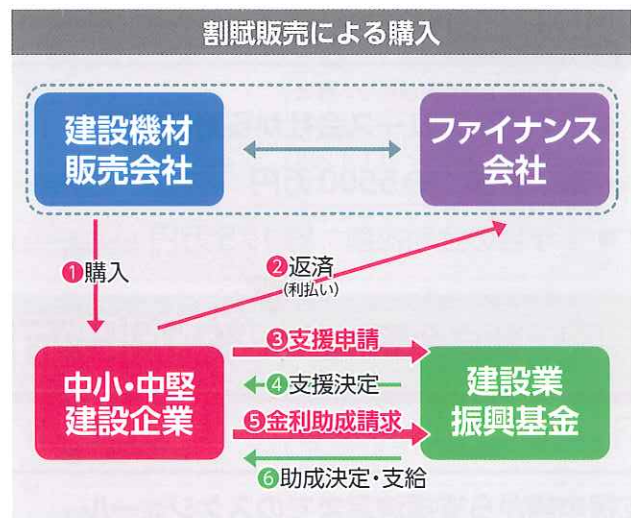
なお、**申請期限は平成 27 年 3 月 31 日**となりますのでお早めにご申請ください。

※金融機関から融資を受けて購入する場合と、割賦販売で購入する場合とでは、必要書類が一部異なりますのでご注意ください。

振興基金では、審査の上、支援決定した方には支援決定通知書を送付するとともに金利助成請求のご案内を行います。

※請求のご案内については、利払開始時から半年ごとを実施する予定です。

案内に従い、必要書類を取り揃え金利助成請求（簡易書留にて送付）をしてください。



### 【リース契約について】

本事業の対象となるのは、金融機関から融資を受けて購入した建設機械、および割賦販売により購入した建設機械となり、リース契約による建設機械は対象外となります。

お問い合わせ先

(一財)建設業振興基金金融支援部

TEL: 03-5473-4575

FAX: 03-5473-1593

担当: 由井、磯貝

お問い合わせ用メールアドレス [kenki@kensetsu-kikin.or.jp](mailto:kenki@kensetsu-kikin.or.jp)